

●減免対象となる障がいの範囲

障がい区分		身体等に障がいのある方 本人が運転する場合	生計同一者または常時介 護者が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級および 4 級の 1		
	聴覚障害	2 級および 3 級		
	平衡機能障害	3 級		
	音声機能障害	3 級（喉頭摘出に限る）	×	
	上肢機能障害	1 級および 2 級		
	下肢機能障害	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級	
	体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級および 5 級	1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級	
		移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
	じん臓・心臓・呼吸器・直腸・ 小腸・ぼうこうの機能障害		1 級および 3 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	
療育手帳		障害程度が「重度（A）」		
精神障害者保健福祉手帳		1 級（通院医療費受給者番号が記載されている場合 に限る）		
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の交付を受けている方に準じて、 減免の対象となる範囲が定められています。		